



参 考

【根拠法令】

大津市浜大津公共広場条例

第8条

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

【基準法令】

大津市浜大津公共広場の管理運営に関する規則

第4条 条例第8条第2項ただし書の規定により使用料を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 天災地変その他行為者の責めによらない事由により、行為をすることができなくなったと認められるとき。
- (2) 雨天のため行為をすることが困難であると認められるとき。
- (3) 条例第7条の規定により、市長が広場の利用を禁止し、又は制限したとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。